

事業名：電気工事士免状交付及び電気工事業登録に係る業務  
(受注時の指定公金事務取扱者の業務予定期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日)

## 指定公金事務取扱者の指定要件誓約書・確認依頼書

地方自治法第243条の2第1項に基づく指定公金事務取扱者の要件を、下記のとおり確認し、適合していることを誓約しますので、確認を依頼します。

記

誓約事項		チェック欄
1	地方自治法施行令第173条第1号 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有しています。 ・資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っています。 ・累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好です。	<input type="checkbox"/>
2	地方自治法施行令第173条第2号 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有しています。 ・経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分できています。 ・個人情報保護管理をはじめ、コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されています。	<input type="checkbox"/>

(注) 上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。)

(添付資料)

- (1) 提出日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類(個人の場合は、資産及び負債の状況に関する申出書、収支内訳書(確定申告書添付書類))
- (2) 個人情報の保護及び法令遵守に関する方針及び体制を記載した書類

年　月　日

大阪府知事様

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

(契約締結時に押印するものと同一の印)

**地方自治法（昭和22年法律第67号）**

（指定公金事務取扱者）

**第二百四十三条の二**

普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

**地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）**

（指定公金事務取扱者等の要件）

**第百七十三条**

地方自治法第二百四十三条の二第一項、第五項及び第六項（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する公金事務（次号において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。